

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成 28 年6月 13 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受) 第 1501713 号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚) 第 1600086 号

第1 結論

請求者のA社(現在は、B社)C工場における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和38年3月15日から同年4月1日に訂正し、同年3月の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

昭和38年3月15日から同年4月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る昭和38年3月15日から同年4月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 10 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和38年3月15日から同年4月1日まで

A社C工場から同社D工場に転勤となったが、請求期間が厚生年金保険被保険者期間となっていない。昭和38年4月1日から同社D工場に勤務したので、請求期間は同社C工場の厚生年金保険被保険者となるはずである。請求期間を厚生年金保険被保険者期間に訂正し、年金額に反映するようにしてほしい。

第3 判断の理由

雇用保険の加入記録、複数の同僚の陳述及びB社の回答から判断すると、請求者はA社に継続して勤務し(昭和38年4月1日に、同社C工場から同社D工場(厚生年金保険の適用は同社E部)に異動)、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、請求者のA社C工場における昭和38年2月の厚生年金保険の記録から、2万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間について、請求者の厚生年金保険被保険者資格喪失届を社会保険事務所(当時)に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料について納付したか否かは不明と回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1501785 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 1600087 号

第1 結論

請求者のA社における平成22年7月30日の標準賞与額を19万円に訂正することが必要である。

平成22年7月30日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成22年7月30日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和47年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成22年7月30日

A社に勤務した請求期間に係る標準賞与額の記録がない。請求期間に賞与が支給され、厚生年金保険料を控除されたのは確かなので、請求期間の標準賞与額を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る平成22年7月30日を支給日とする「賞与集計表」により、請求期間において、請求者は、賞与（19万円）の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額（19万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成22年7月30日について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の平成22年7月30日に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。